

認定NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務所 T 700-0933 岡山市北区奥田 1-11-20
E-mail : info@ombud·oka.com ホームページ : http://www.ombud·oka.com

岡山県議会議長・岡山市議会議長に陳情書提出

政務活動費の使途の一層の透明化を

5月9日（月）、当会は岡山県議会と岡山市議会の議長に以下の内容で陳情をしました。

- ① 政務活動費での支出の領収書すべてと会計帳簿を議会ホームページで公開することを求める。
- ② 県に対しては、①に加えて、收支報告書を議会ホームページで公開し、議員が添付資料を自由に提出できるように変更を求める。

これに対し、6月の県議会では継続審議、市議会では不採択という結果に終わりました。

近年、政務活動費の領収書等をホームページで公開する議会が加速度的に増えてきています。当会は、今後も機会あるごとに同様の陳情を行い、政務活動費の使途の一層の透明化のために引き続き取り組みます。

県議政務費使途
HP公開求める
オンブズおかやま
市議会議長に
かやまはの日、県議に
支給されている政務
活動費について、支出
に関わる領収書など
をホームページで公表
するよう求める陳情
書を県議会に提出し
た。

陳情書は、政務活動
費の使途を透明にする
ためには、いつでも容
易に情報を得られるこ
とが不可欠と指摘。各
県議が保管することと
とされている会計帳簿
も提出を義務化し、ホ
ームページで公開する
ことが有益としてい
る。

同オンブズマンは
の日、岡山市議会にも
同様の陳情書を提出し
た。（小谷貴浩）



2016年5月10日付 山陽新聞

<資料 岡山県議会議長宛陳情書>

陳 情 書

件名 岡山県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

要旨

- 1 政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、県議会のホームページで公開してください。
- 2 「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」を改正して、①政務活動費の支出にかかる会計帳簿も議長に提出しなければならないものとし、②何人も提出された会計帳簿の閲覧を請求できるものとしてください。また、会計帳簿も収支報告書等と同様、県議会のホームページで公開してください。
- 3 政務活動費の収支報告書に添付して提出される領収書等の資料の提出枚数制限を廃止し、各議員が自由に提出できるようにしてください。

理由

1 岡山県議会議員に交付される政務活動費については、「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められており、また「岡山県議会の政務活動費の交付に関する規程」により、議員は政務活動費の支出につき会計帳簿を調製して保管すべきことが定められています。

2 しかるに、

- i 収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならず、全部の領収書の写しを入手するには、平成27年度分以降はおそらく10万円を上回る費用が必要になります。請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。
- ii 政務活動費の支出にかかる会計帳簿は、従前から作成・保管が義務付けられており、情報量も多いはずですが、全部の領収書等の提出義務が課された平成25年改正の際にも、会計帳簿の提出義務は定められませんでした。そのため、県民が政務活動費の支出状況につきある程度詳しい情報を得るには、領収書等を一枚一枚点検して整理する以外に方法がありません。
- iii また、岡山県議会においては、会派間の申し合わせにより、収支報告書に添付する領収書等の分量は、<1件の支出について、A4版一枚を限度とする>と制限されて

います。この制限のために県民は、領収書等を閲覧謄写しても、個々の政務活動費の支出の是非については判断のしようがないことがしばしば起こります。

- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようになります。また、会計帳簿（領収書等が全部提出される以上、帳簿だけを提出対象から除外し続ける意味は全くありません）についても議長に提出すべきものとし、これもあわせてホームページで公開することが有益です。
- 4 また、県民が領収書等を閲覧して政務活動費の支出の適否を判断できるためには、その判断ができるに足る内容のある資料が添付提出されている必要があります。政務活動費の支出が適切であることの説明・理解のためには、「支出1件あたり A4版1枚」の資料では足りないことはしばしばあるので、「政務活動費の使途を県民に対して透明にする」ためには、現行の添付数量制限は極めて有害です。全国のどこの都道府県・市町村にも、このような愚かしい提出制限が設けられている議会は例がありません。
- 5 近年、政務調査費・活動費の使途の透明化の要請が高まるとともに、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しつつあります。

平成27年9月の段階では、領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていましたが、その段階ですでに兵庫県、大阪市、大津市、西宮市が平成27年度分からのホームページ公開を決定しており、私たちの知る範囲のみでもその後さらに徳島県がホームページ公開を決定しました。

- 6 岡山県議会は、全国の自治体議会の中で、領収書等の提出の金額制限（支出額1万円以下の領収書につき提出義務を課さない）の撤廃が最も遅れました。さらに、1万円以下の領収書についての裁判所の提出命令に対して抵抗し続け、最高裁判所直々にその主張を否定されるという事態を招きました。岡山県議会のこうした政治風土は、岡山県民に＜全国的な恥＞を強いる結果を生んできました。このうえに領収書等のホームページ公開にまで大幅に遅れを取ることがあっては、県民はさらに恥を重ねさせられることになります。一刻も早く、①収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現し、②会計帳簿の提出を義務化してあわせてホームページ公開し、③領収書類の添付制限を撤廃するべきです。

平成28年5月9日

岡山県議会議長 殿

陳情者 岡山市北区奥田1丁目11番20号

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表理事 光成卓明

オンブズマンアカデミー資料

県議会の中の懲りない面々Ⅲ 議会の常識？県民の非常識？

講師 光成 卓明

(弁護士・認定NPO法人市民オンブズマンおかやま代表)

2016年6月25日(土) きらめきプラザ7階会議室

岡山県議会の「1万円以下」政務調査費の実態

岡山県議会議員の「1万円以下」政務調査費の住民訴訟は、平成21年度20議員54費目1684万2422円、22年度18議員35費目1102万6342円の「特に怪しい」支出をピックアップして行っています。

この報告は、裁判所の文書提出命令により提出された両年度の「1万円以下」領収書等の、21年度18議員47費目1541万5185円（三村議員は領収書が提出されないため、小田春人議員は支出の項目分けが変更され照合できないため対象外）、22年度17議員33費目1044万7146円（三村議員は領収書が提出されないため対象外）分を分析し、主要な問題点ごとにまとめたものです。

1 水増し？

領収書と合わない收支報告をしている議員が多数ある。（領収書・支出証明書による支出金額の費目・細目ごとの合計額が、收支報告書の金額と食い違っている。）

少額なら計算間違いとも考えられるが、「収支報告書の金額」が「領収書の金額」より数十万円以上多い…「支払証明書」をカウントしてなお…議員が、21年度に4人、22年度に3人ある。

「経費を膨らませて申告する」のはよくある「節税」の手口だが、政務調査費はく余りは返さなければいけない>金だ。これは、詐欺ではないか？

2 領収書なし

本来領収書をもらって保存しておくべきところ、議員が作る「支払証明書」で日常的に代用している議員が、21・22年度とも4人ある。とりわけ久徳議員の<支払証明書>の多さは異常だ。

3 1万円以下偽装

「1万円超」の支出については、領収書を提出しなければならない。提出すれば県民

に見られる。それがよほど嫌なのかどうか、1万円超の支出なのに提出をさばる議員がある。<手口>は大きく分けて2通り。

- i 単純に、領収証を提出せずに「1万円以下」ですませる人。1件や2件なら手違いということもあろうが、5件以上が21年度6人、22年度5人。
- ii 1件の支出の領収書を数枚に分けて、「1万円以下」の体裁を作る人。明らかに意識してやっている。21年度2人、22年度1人。

4 宴会・食事代

宴会・食事の代金は、裁判所では認められない。知ってか知らずか、宴会・食事代の領収書を議長に提出している議員は一人もいない。ところが、領収書を出さなくて良い「1万円以下」の支出では、実に大勢の議員が宴会代・食事代を政務調査費から支出している。中には、<1万円超>の宴会費用のうち1万円だけを支出して、領収書を出さずに済ませている人も何人かある。

- i <黒宴会>領収書や貼付用紙に書かれた会合の名前から、飲食を伴うとはっきりわかるもの（「懇親会」、「会食費」、「前夜祭」、「祝賀会」、「新年会」「忘年会」「花見」「納会」「歓迎会」「パーティ」）。非常に多いが、5件以上が21年度7人、22年度5人。
- ii <灰色宴会>「懇談会」などで、<宴会だろうと思われるもの>。これも非常に多く、5件以上が21年度10人、22年度9人。

iii 飲食店領収書

食事代であることが歴然。5件以上が21年度3人、22年度4人。

- iv 飲食に付随する費用（深夜及び「夜の街」の駐車料、目的不明の岡山市内宿泊）。5件以上が21年度2人、22年度2人。
- v 他人への<おごり>。他人の飲食費、食事代、弁当代等を支払っている（人によっては20人前以上）。21年度4人、22年度3人。

5 花代・手土産

- i 議員の「顔出し」に伴う金一封（「花代」というのだそうだが）と考えられるもの。明白な公選法違反だろう。21年度8人、22年度4人。久徳議員は「金封」の購入費まで出している。

ii 手土産

ア ケーキ、菓子折、果物など、比較的単価の高い食品の代金。中には出張先での購入もある。①家庭用の購入か、②そうでなければ議員の「顔出し」に伴う手土産か。

イ 比較的単価の高い食品や茶などの代金で、1000円を超えるもの。この種の支出は、議員が主催する報告会などでもよく出てくるのだが、件数の多い議員の場合、全部がそうとは思えない。議員の「顔出し」に伴う手土産が大量に含まれているに違いない。両方あわせて10件を超えるのは、21年度6人、22年度8人。

6 プライベート混入

i 自動車

ア 明細のないガソリンスタンド支払、高速料金、

議員の家族の自動車の燃料代・高速料金、洗車・清掃等の代金、家庭暖房用燃料代等が含まれている疑いがある。

イ 油種違い・同日給油・大容量タンク車給油

通常と種類の異なる燃料の給油、タンク容量の異なる自動車への給油、1日に2度の給油。「議員がふだん使っている以外の自動車の給油」なのだから、家族等の車両の給油としか考えられない。

ウ 他人の自動車など、通常使用する以外のETCカードの料金

エ 車両の使用実態不明

久徳議員の自動車関連支出は、①複数のETCカードが利用され（利用度数は大差がない）、②明らかにタンク容量の異なる2種の自動車への給油が混在しているので、給油・高速道路利用等の支出が、少なくとも2台の自動車について行われている。中でも21年度はとりわけ、「議員はいったいどっちの自動車を使っているのか」まるでわからない。

以上の4パターンあわせて5件以上が、21年度7人、22年度4人。

ii 食料品

ア 少額の菓子・茶・果物

比較的単価が低く、かつ1000円以下の茶、菓子等の購入費用。議員が行う報告会等で使うにしても、手土産にしても、少額・少量すぎる。家庭用の購入ではないのか？

イ 明細不明の食料品、その他家庭用と区別できないもの

スーパー・マーケット・酒店等への、明細のない支払、その他。家庭用の購入と、まったく区別がつかない。

2パターンあわせて5件以上が、21年度5人、22年度6人。

iii 雑貨等（明細不明の電気店・文具店・ホームセンター・書店等での購入、その他家庭用と区別できないもの。）

公共料金関係（2台目以降の携帯電話料、使用者等不明の携帯電話・電話・ガス・電気料金、自宅の浄化槽料金。）

両方あわせて、21年度4人、22年度5人。

iv レジャー（映画、公園、音楽会、サッカー試合、展覧会、イベント、家族旅行など）関係。21年度2人、22年度3人。

7 按分不足

日常の交通費、通信費、事務費、人件費などは、按分しなければいけない。これはどこの裁判所も言うことなので、「按分しないと裁判で負ける」ことはもはや常識のはずだ

った。ところが「1万円以下」だと、按分をさぼる人が大量に出る。

i 交通費

自動車・交通費（燃料代、高速料金・ETCカード費用、駐車料、カードチャージ料、住所地～岡山市間のJR回数券、タクシーレート（区間・時間・目的等不明のもの）。

21年度8人、22年度7人。

ii 通信費（切手・ハガキ代、郵送料、送料、封筒代、電話料、光通信費用、インターネット接続料、有線TV使用料）。中には、①年度末に大量に購入している人（1人）、②慶弔切手・レタックスの費用を出している人（21年度3人、22年度1人）、③宅配業者の受領印のないものが大量にある人（1人。本当に送っているなら受領印があるはず）もいる。

21年度8人、22年度8人。

iii 事務費（文具・消耗品代・写真代・現像代・事務機器費・コピー費用）。

21年度6人、22年度6人。

iv 人件費

21年度3人。

8 団体会費

そもそも全部アウトではないかとさえ思われるのだが、裁判所は意外にこの種の支出に甘い。そこで、親睦会（ライオンズクラブ、同窓会、テニスサークル等）、宗教団体（1人は家族の会費まで）、町内会費など、「裁判所もこれはさすがに通さないだろう」と思われるものだけを、表にピックアップした。

21年度6人、22年度6人。

9 その他

i 正体不明の「資料印刷費」「会場借上費」「資料購入費」

21年度小野議員。数人の（人件費の支払先にもなっている）個人に、定期的に支出している。

ii 後援会の幹部会ではないかと思われる会合。

22年度小田春人議員。同一の場所（井原市市民会館鏡獅子の間）で定期的かつ頻繁に行われており、配膳室の使用を含むこともしばしばあるので、一般的な県政報告会とは考えられない。

iii 寄付金・協賛金・カンパ・広告・意見広告

21年度久徳、佐藤、三原各議員。

iv 額装代、書道用品、花

22年度小田春人、千田各議員。

v 選挙準備費用と疑われるもの。

22年度久徳議員。ふだん自宅を事務所にしているが、県議選をまたぐ数か月だけ、家賃の支払いが発生している。

複数の項目にあたる支出は重複して計上している。

平成21年度分1万円以下の支出についての一覧表

議員名	支出の件数(件)
議員名	金額(円)

議員名	水増し? 領収書なし	1 1万円以下偽装 1万円超 領収書分割	3 黒塗会 黒塗会分割	4 宴会・食事 灰色宴会 飲食料飲 付隨費用				5 花代、手土産 花代 手土産				6 プライベート混入 自動車 食料品 雜貨				7 按分不足 交通費 郵便費 通信費				8 団体会費 人会費					
				i 黒塗会	ii 灰色宴会	iii 飲食料飲	iv 付隨費用	v おごり	vi 花代	vii 手土産	viii 自動車	ix 食料品	x 雜貨	xi レジャーレジャー	xii 交通費	xiii 郵便費	xiv 通信費	xv 人会費	xvi 団体会費	xvii 人会費	xviii 通信費	xix 郵便費	xviii 人会費	xix 通信費	xviii 郵便費
中家周一	444,104	1 69,290	1 4,000	1 6,500	1 2	1 3	1 8,000	1 8,000	1 41	1 16	1 41	1 68,050	1 203,592	1 35,120	1 62	1 21	1 98	1 6	1 12	1 7	1 12	1 32	1 15	1 27	1 1
江本公一																									
青野高陽																									
岡本義介																									
波多洋治																									
久徳大輔	810,202	1,326,285	656,550	200	30	13	16	41	18	21	62	21	98	6	12	7	12	12	32	15	27	1	1	1	1
佐藤真治																									
井元乾一郎	15	61,385	44,000	55,525	52,750	1,750	1	17	22	1	3	3	7,500	6,985	4	30	6	62,512	6,177	4,075	23	34,520			2,500
小田圭一	14	9	8	26	2	8	5	8	26	2	8	5								39	22				17
渡辺英気	1,395,057	20,000	187,560	4	7	3	6	4		4										18,290	19,590				47,500
内山豈																				9	23				1
小野泰弘																				127,445	164,855				10,000
岡崎豊																				61	31				
千田博通																				257,715	79,227				
戸室敦雄	1,474,095	72,000	143,600	10,000	40,000	5,000							8,000												
三原誠介																									
長瀬繁志																									
鈴木一茂																									

複数の項目にあたる支出は重複して計上している。

平成22年度分1万円以下の支出についての一覧表

議員名	水増し?	領取書なし	1万円以下偽装 i 鉛印なし ii 領取書分割	4 営会・食事				5 花代、手土産				6 プライベート混入				7 拠足不足				8 団体会員					
				i 黒墨会	ii 灰色墨会	iii 食後ビネック	iv 付箋費用	v おごり	vi 手土産	ii 自動車	iii 食料品	iv 雑貨	レジヤー	i 交通費	ii 通話費	iii 事務費	iv 人件費	i 交通費	ii 通話費	iii 事務費	iv 人件費	團体会員	支出の件数(件)	金額(円)	
中塚周一									1																
江本公一			10,504						5,400																
岡本泰介				4	3	10			51,395	9	22							11	44						
溝野寛				17,000	13,000	34,660				36,008	83,857						1								
波多洋治						2				1,000															
久徳大輔	148	19	42	18	47	9	25	38	35	14	8					7	4	20	21						
佐藤真治	304,137	832,316	590,367	214,250	133,600	228,580	17,270	114,101	220,000	78,587	49,130	35,220					12,900	1,600	63,611	43,123					
井元乾一郎				13	21	3			3																
小田圭一	11	8	39,250	50,500	9,000			9,000			13	9													
渡辺英氣	725,332	45,000	132,011	20,000	90,000	5,000				26,209	8,578							4,270							
内山登				20,000	74,000												11	1	75	48	9				
小野泰弘				1	22												88,694	3,000	44,325	60,254	6,345				
河本勉				2,000	54,000												6		10	10	49				
岡崎豊	3	5	19	7						1		104,978	13,812					10,635	49,165	150,025					
小田春人	5		2																75	43					
千田博通	11	1	10,000	1,080																					
戸室敦雄	8	3	5																						
	89,668	15,000	25,000																						
	523,536																								

裁判の対象にした1万円以下支出の一覧表

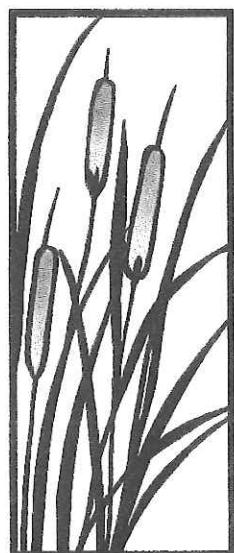
平成21年度

NO.	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	収支報告書上の金額(円)
1	中塚周一	調査研究費	交通費	227,380
		研修費	研修会費	109,500
			交通費	30,000
		会議費	茶菓子代	68,888
			交通費	64,200
			会費	122,929
		広報費	県政報告紙等作成費	105,950
2	江本公一			728,847
		研修費	交通費	71,056
3	青野高陽 青野高陽 集計		細内訳外	45,910
		会議費	食糧費	206,831
				323,797
4	岡本泰介 岡本泰介 集計	調査研究費	会費内金	62,000
			食糧費	25,940
				87,940
5	波多洋治 波多洋治 集計	事務所費	電気・ガス・電話	380,401
				380,401
6	久徳大輔 久徳大輔 集計	調査研究費	会費・懇談会費	463,432
			交通・宿泊費内金	233,389
		研修費	研修会参加費	344,430
			交通・宿泊費	177,809
		会議費	会議費	593,106
		広報費	広報紙送料等内金	167,510
		事務費	事務用品購入費	188,071
		人件費	アルバイト賃金	438,000
7	佐藤真治 佐藤真治 集計			2,605,747
		研修費	研修会参加費	130,100
8	井元乾一郎 井元乾一郎 集計	調査研究費	交通費・意見交換会	643,515
				643,515
		調査研究費	会費	392,000
9	小田圭一 小田圭一 集計		細内訳外	712,913
		研修費	研修会参加費	107,500
				1,212,413
10	渡辺英気 渡辺英気 集計	調査研究費	調査研究費	236,850
		研修費	研修会参加費	365,000
		会議費	会議資料印刷費	387,892
			会議消耗品費	89,568
		資料作成費	議会資料作成費	397,456
		広報費	広報紙印刷費	315,630
				1,792,396
		調査研究費	会費内金	78,000
11	内山登 内山登 集計	事務費	事務用品購入費内金	365,869
				443,869
12	小野泰弘 小野泰弘 集計	研修費	研修会参加費	110,420
			細内訳外	77,391
		会議費	資料印刷費	136,900
			食糧費	71,768
		資料作成費	原稿料	64,000
			細内訳外	44,389
		事務費	電話FAX通信費	331,615
		人件費	アルバイト賃金	584,000
				1,540,450

NO.	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	収支報告書上の金額(円)
13	岡崎豊 岡崎豊 集計	会議費	細内訳なし	348,750
				348,750
		研修費	研修会参加費	113,100
			交通費	65,600
		会議費	会議資料作成費	42,800
		資料作成費	調査資料印刷費	53,600
		広報費	広報印刷費	128,900
14	小田春人 小田春人 集計		送料他	40,000
		事務費	備品購入費	75,600
			事務用品費	221,201
				740,801
		三村峰夫	各種会合出席	98,490
		事務費	電話	173,404
			FAX通信費	54,542
15	三村峰夫 三村峰夫 集計			326,436
		千田博通	調査研究費	310,061
			研修費	会費
				57,000
			旅費	114,548
			食糧費	272,411
		事務費	電話・FAX通信費内金	150,097
16	千田博通 千田博通 集計		通信費内金	319,145
			事務用品購入費内金	476,311
				1,699,573
		戸室敦雄	宿泊費	113,700
			調査研究費	212,000
			交通費	183,300
		研修費	研修会参加費	127,000
17	戸室敦雄 戸室敦雄 集計		交通費	100,600
			宿泊費	98,600
		会議費	会場代費	96,000
			資料印刷費	86,300
			会派等負担金	120,000
			懇親会費	96,000
		資料作成費	資料作成費	98,200
		広報費	広報紙印刷料	189,200
			送料・切手代	121,600
				1,642,500
		三原誠介	調査研究費	0
18	三原誠介 三原誠介 集計	研修費	研修参加費	63,500
			交通費	314,889
		会議費	運営費内金	103,617
			会費	76,000
			細内訳外の内金	83,982
		事務費	細内訳外の内金	268,941
				910,929
19	長瀬泰志 長瀬泰志 集計	広報費	「県政報告会」及び細	252,487
			内訳外の内金	252,487
		鈴木一茂	調査研究費	「ガソリン他」
20	鈴木一茂 鈴木一茂 集計			98,735
		広報費	「ガソリン他」	98,736
				197,471
		総 計		16,482,422

平成22年度

NO.	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	収支報告書上の金額(円)
1	中塙周一	調査研究費	食糧費	10,100
	中塙周一 集計			10,100
2	江本公一	会議費	食糧費	91,003
	江本公一	事務費	備品等購入内金	316,420
	江本公一 集計			407,423
3	岡本泰介	調査研究費	会費内金	36,000
	岡本泰介		食糧費	35,800
	岡本泰介 集計			71,800
4	浅野寅	会議費	細内訳なし内金	135,086
	浅野寅 集計			135,086
5	波多洋治	研修費	細内訳なし	59,400
	波多洋治 集計			59,400
6	久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	535,645
	久徳大輔	研修費	研修会参加費	491,390
	久徳大輔		交通・宿泊費	156,052
	久徳大輔	会議費	会議費	579,277
	久徳大輔	広報費	広報紙送料等内金	321,187
	久徳大輔 集計			2,083,551
7	佐藤真治	研修費	細内訳なし	216,960
	佐藤真治 集計			216,960
8	井元乾一郎	調査研究費	交通費・意見交換会	351,551
	井元乾一郎 集計			351,551
9	小田圭一	調査研究費	会費	372,500
	小田圭一		細内訳外	778,552
	小田圭一	研修費	細内訳なし	122,480
	小田圭一	資料作成費	細内訳なし	103,239
	小田圭一 集計			1,376,771
10	渡辺英氣	調査研究費	調査研究費	247,820
	渡辺英氣	研修費	研修会参加費	398,000
	渡辺英氣		交通費	98,650
	渡辺英氣	会議費	会議資料印刷費内金	228,704
	渡辺英氣		会議消耗品費	140,830
	渡辺英氣	資料作成費	議会資料作成費	154,983
	渡辺英氣 集計			1,268,987
11	内山登	調査研究費	会費内金	128,420
	内山登 集計	事務費	事務用品購入費内金	396,669
				525,089
12	小野泰弘	研修費	研修会参加費	98,000
	小野泰弘 集計	会議費	食糧費	184,812
				282,812
13	河本勉	調査研究費	食糧費	5,000
	河本勉 集計			5,000
14	岡崎豊	調査研究費	細内訳なし	449,075
	岡崎豊 集計	会議費	細内訳なし	261,700
				710,775
15	小田春人	研修費	細内訳なし	145,680
	小田春人 集計	会議費	食糧費	154,832
		事務費	備品購入費	175,196
				475,708
16	三村峰夫	研修費	細内訳なし	247,570
	三村峰夫 集計	事務費	細内訳なし	331,626
				579,196
17	千田博通	調査研究費	交通費	443,608
	千田博通 集計	研修費	会費	29,000
			旅費	116,085
		会議費	食糧費	498,404
		事務費	電話・FAX通信費内金	131,663
			通信費内金	248,010
		事務用品購入費内金		289,963
	千田博通 集計			1,756,733
18	戸室敦雄	調査研究費	会派負担金等	98,000
	戸室敦雄 集計		懇親会費	88,000
		調査研究費		221,000
		研修費	研修会参加費	87,000
			交通費	115,600
		宿泊費		99,800
				709,400
	戸室敦雄 集計	総 計		11,026,342



**NPO法人市民オンブズマンおかやま
2016年度定期総会・オンブズマンアカデミーの報告**

2016年度の定期総会とオンブズマンアカデミーを、2月27日（土）、きらめきプラザで開催しました。

定期総会の主な議題は、①2015年度活動報告・決算報告・会計監査報告とその承認、②2016年度活動方針案・予算案とその承認、③役員選任、でした。

また、オンブズマンアカデミーは「政務活動費討論会一となりの県議会はどうですか？一」と題し、シンポジウム方式で行いました。パネリストとして香川、徳島のそれぞれのオンブズマンの代表、岡山からは当会の光成代表が進行役をかねて参加しました。

香川からは「意見交換会費」と称したいわゆる「花代」が政務費から2000件以上、総額1500万円以上支出されている実態等が報告されました。また、徳島からは領収書の金額や日付を書き換えるなどの偽造をして不正に政務費を受給（このため2人の県議が辞職）、私的な法事の返礼用のワカメ代を政務費で支出（地元では「ワカメ議員」のニックネームで呼ばれる）等の報告がありました。岡山の光成代表は、支出されたすべての政務費を査定して毎年住民訴訟を行っている「おかやま方式」を紹介。年を追うごとに勝訴額を増やしていることなどが報告されました。

定期総会・アカデミー修了後、岡山駅前のレストランで香川、徳島からの参加者をまじえて懇親会を行いました。地元議員による「呆れた支出」の話が飛び交い、不正を嗅ぎ分ける「奥の手」、「必勝テクニック」を伝授し合うなど、大いに盛り上りました。

<新年度役員体制>

代表 光成卓明

副代表 和田啓二・須藤暁子

会計 古賀るり子

事務局長 釣崎悦子

幹事 重田龍三、寺見敬三、東和子、東隆司、久野千恵、藤井邦昭、三上咲

会計監査 山本勝敏、吉尾加代子

副代表を退任して

重田龍三

副代表を退任したので何か書けと言われたが、在任期間が短く仕事があまりなかつたので些か困惑気味だ。

副代表は補佐役で代表が事故ある時に代役を務める規定で、現在代表は極めてお丈夫なので出番がなかつた。

退任理由は二月の総会で若干ふれたが、加齢による体力・知力の衰えと家の病院通いや買い物等で、免許返上も近いというのに専属運転手で結構くたびれている。

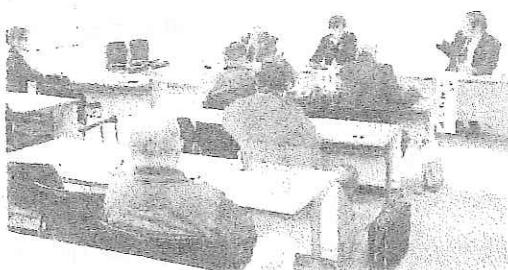
だが在任四年を顧みて若干の感想を述べれば、当会の活動状況は裁判関係が多いので記者発表の機会が少ない。この三月まで専用電話のお守をしたが未だにオンブズマンの活動内容を理解していない市民が多い。つまりマスコミ報道が少ないのも影響している。

代表が弁護士であるため日程の都合もあるだろうが、マスコミ受けの発表等は副代表に任せてもよいのではないかと思われる。

幹事の高齢化も問題で若年層の会員を増やす活動を講じるべきだろう。

「老兵は死なずただ去りゆくのみ」

問題支出を報告		政務活動費	
3県のオンブズシンポ		市民オンブズマンお	
市やま光成県代表		やま光成県代表	
は27日、政務活動費を		は27日、政務活動費を	
テーマにしたシンボジ		かやま光成県代表	
ウムを開山市北区南方		は27日、政務活動費を	
のため会場で開		かやま光成県代表	
き、岡山、香川、徳島		は27日、政務活動費を	
県議の問題支出につい		かやま光成県代表	
て、3県のオンブズメ		は27日、政務活動費を	
ンバーが報告した。		かやま光成県代表	
市民オンブズ香川の		は27日、政務活動費を	
植田真紀代表は、香川		は27日、政務活動費を	
県議の大半に自治会や		は27日、政務活動費を	
業界団体との「意見交		は27日、政務活動費を	
換会」各自の支出があ		は27日、政務活動費を	
り、2013、14年度		は27日、政務活動費を	
はいずれも計1500		は27日、政務活動費を	
万円以上にのぼつたと		は27日、政務活動費を	
の調査結果を報告、1		は27日、政務活動費を	
題。(領収書の)イン		題。(領収書の)イン	
ターネット公開を実現		ターネット公開を実現	
させたい」と述べた。		させたい」と述べた。	
関係者の約20人が参		関係者の約20人が参	
加した。(小谷章浩)		加した。(小谷章浩)	
析した結果、政務活動		析した結果、政務活動	
は、金額を算換える		は、金額を算換える	
とされる飲食を伴つ会		とされる飲食を伴つ会	
ととの疑惑があるもの		ととの疑惑があるもの	
が多數あつたなどとし		が多數あつたなどとし	
た。		た。	



2016年5月28日付 山陽新聞

認定NPO法人格を取得！

仮認定NPO法人の資格を得たことをご報告してから3年。この度、仮認定の有効期間内に、無事、認定の決定を得ることができました。

認定されるためには「広く一般から支持を受けていて、活動や組織運営が適正に行われており、より多くの情報が公開されている」ということが必要です。

いろいろな基準に適合する必要があるのですが、まずは「いかに多くの人から寄附金を受け取っているか」ということが審査対象となります。これをクリアして認定が得られたのは、ご寄附をくださった皆様のご協力のお陰です。本当にありがとうございました。

そして、認定されたNPO法人は税制上の優遇措置を受けられます。また、仮認定当時と同様に認定NPO法人に寄附をくださった方にも優遇措置があります。

①認定NPO法人に寄附をした個人が寄附金控除（所得控除 or 税額控除）を受けられます。

②認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の枠が拡大されます。

③認定NPO法人に寄附した相続財産は相続税が非課税になります。

一般的に団体が国や自治体へ補助金申請をすると、国や自治体がどの団体へ交付するかを審査して決めるので、自分の納めた税金の流れが国や自治体任せになってしまいますが、この寄附税制では、「自分の応援したい団体（認定NPO法人など寄附金控除の受けられる団体）へ直接寄附をして、その寄附者の税金の控除分が結果的にその団体に国や自治体から交付されることになる」という仕組みになっています。おおざっぱな言い方ですが、この寄附金控除を受けるということは、結果的に「自分の税金の使い道を自分で決められる」ということです。

ともあれ、ご寄附を下さった皆さんには、税金の確定申告の際に寄附金控除が受けられる領収証を発行することができますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。

早速ですが、この度の会報に会費と寄附金のお願いを同封しております。オンブズマンの活動を多くの方に知ってもらい、支えて下さる方を増やしていきたいものと思っております。

（東和子）

【所得税・個人住民税の控除計算式】

所得税	◆ 所得控除 ◆ （【年間寄付金合計額】 - 【2,000円 控除下限額】） × 所得税率 = 減税額	◆ 税額控除 ◆ （【年間寄付金合計額】 - 【2,000円控除 下限額】） × 40% = 減税額（所得税分） (税額控除上限：減税額は所得税額の 25%が限度)
	共通上限：年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度	
個人 住民税	◆ 税額控除 ◆ （年間寄付金合計額 - 2,000円） × 最大10%（※） = 減税額（個人住民税分） ※都道府県指定分：4% + 市区町村指定分：6% = 合計最大10% 上限：年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度	

「認定NPO法人制度&寄附税制活用支援ハンドブック2016」より

※寄附金控除（所得控除・税額控除）を受けるためには、確定申告をする必要があります。